

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	都市建設部下水道事業局下水道施設課
委 託 業 務 番 号	令和6年度 長下施第115号
委 託 業 務 名 称	虎姫地区汚水中継ポンプ場保守点検緊急異常対応業務委託
委 託 業 務 場 所	長浜市内(旧虎姫地区)
業 務 の 概 要	施設を有効に維持するために処理施設の保守点検を行い、機器と水質について技術的な管理を行う。汚水中継ポンプ場を有効に維持するために、24時間体制により緊急異常時の対応を行い、機器の技術的な管理を行う。 【施 設 数】 汚水中継ポンプ場 12箇所
履 行 期 間	令和6年5月1日 から 令和7年4月30日 まで
契 約 年 月 日	令和6年4月25日
契 約 額 (税 込)	月 額 91,300円
契 約 の 相 手 方	[所 在 地 又 は 住 所] 長浜市湯次町155番地 [商 号 又 は 名 称] 株式会社テックアシスト
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	虎姫地区において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条に基づく一般廃棄物の収集又は運搬を業として長浜市(湖北広域行政事務センター)の許可を受けた者は1者のみであるため。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印) 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃貸(1) 借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。 (8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 (9) 落札者が契約を締結しないとき。